官民技術協力に関する検討会合(第3回)議事要旨

1 日時

令和4年1月24日(月)午前11時00分から午後0時05分までの間

2 場所

オンライン開催

3 出席者

青木 節子 慶應義塾大学大学院法務研究科 教授

上山 隆大 総合科学技術・イノベーション会議 常勤議員

兼原 信克 同志社大学 特別客員教授

久貝 卓 日本商工会議所 常務理事

小柴 満信 経済同友会 副代表幹事

原 一郎 日本経済団体連合会 常務理事

松本洋一郎 東京大学 名誉教授

渡部 俊也 東京大学未来ビジョン研究センター 教授

4 議事概要

資料について事務局から説明が行われた後、意見交換が行われた。

- 協議会について、経験のあるシニアが率いると、色々な難しさを理解しているがゆえにプロジェクトが小さくまとまる傾向があるため、不連続な変化を目指す上では30代~40代を中心とした若手の発想が重要であり、若手の研究者が参画できるよう留意すべき。
- 社会実装に向けては第2回検討会合の資料に記載されていた規制緩和、規制改革が 協議会の一つの機能として重要。
- ニーズ省庁が協議会での具体的な情報の共有をためらうことがないように留意することが必要。
- 提言骨子では「管理を要すべき情報の対象・範囲・期間や研究成果の取扱い」は、 「協議会において全ての参加者が納得する形で決定するべき」となっている。情報

管理の具体的な対象・範囲・期間等は、民間企業が参加するか否かの基準の一つになるため、参加前の段階からある程度イメージできることが好ましい。この点、サイバーセキュリティ協議会は、情報管理の具体的な運用について、規約の中でホワイト、グリーン、アンバー、レッドといった段階を示している。こうした例を参考に、本協議会においても、情報管理の運用のイメージを示すことで民間企業は参画しやすくなる。

- 産業界としては「国家公務員に求められるものと同等の守秘義務」に関しては馴染みがなく、協議会で話された内容に関して、曖昧かつ広範に守秘義務を完全に遵守することとなると、事実上社内での仕事が不可能になり、特にエース級のエンジニアを参加させることに対して慎重になる。転職などの自由度も失われてしまうおそれもある。このため、守秘義務が求められる情報の範囲や期間については、各協議会で協議して定めることが重要。
- バイ・ドールが適用されない場合があるのであれば、その具体的なイメージを持て ることが重要。
- バイ・ドール適用など知財マネジメントはノウハウを含めたライセンスのコントロールに関する問題であり、論文などの成果公表との関係について分かりやすい整理が必要。
- 「シンクタンクに従事する者への学位や資格の授与等」という表現では、シンクタンクが大学等の学位授与機関に限られるようにみえてしまうが、学位授与を理由に、シンクタンクを大学等の学位授与機関に限定する必要はない。
- シンクタンクに関して「学位の授与」という表現が難しければ、「何らかの認定を 若い研究者が得られる仕組みも考えられる」としてはどうか。
- アメリカの RAND 研究所が好例であるが、シンクタンクを支える人材を長期的に確保するためには学位授与が重要であり、大学等でなくとも、大学改革支援・学位授与機構を通せば学位授与が可能となるのではないか。
- 先端技術が官・民・学のみならず政治的にも重要になりつつある中で、全てが自前 主義に向かうことを危惧している。技術外交を進め、同盟国、同志国との技術協力

に取り組むことが重要。

- 国際協力、特に日米間の安全保障の観点から科学技術協力は重要。先端技術を含め た日本の科学技術全般の観点から進める必要がある。
- 安全保障の観点からの先端技術の研究開発における最終的な目的は、国や国民を守る技術を育てることであり、それはマーケットに任せていては十分な成果が得られないため、国による巨額のハイリスク投資が許容される。マーケットのみの観点から成果がないと指摘されて投資が行われなくなってしまわないよう留意すべき。
- 主要国における先端技術の研究開発に関する取組は、安全保障への対応を目的として行われているという点を明確化することが重要。
- 英国の ARIA は日本のムーンショットを参考にしているが、大きな違いは新たなファンディング・エージェンシーを創設しハイリスクな研究開発の推進を実現したことであり、日本においてもこうした点に留意して検討を行うことが重要。
- 安全保障の観点から科学技術に本気で取り組むためには、強力な権限を持って柔軟 にベンチャー等に資金を支援するファンディング・エージェンシーや研究機関等を 置いて、大きなエコシステムを立ち上げていくことが重要。

以上